

議会運営委員会会議録

令和7年5月12日（月）

（開 会）10：00

（閉 会）10：11

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任について
- 5 議会選出各種委員等の選出について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

お諮りいたします。赤尾委員から、欠席する旨の届け出があつております。本委員会として、赤尾委員の代わりに、秀村議員に委員外議員として出席を求めることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。

秀村議員、お席のほうへお願いいたします。

（ 委員外議員 移動 ）

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和7年第2回臨時会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案からご説明いたします。

「議案第71号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、「議案第71号」と記載しております「令和7年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページを御覧ください。表の下に記載しておりますように、定額減税の不足額給付事業に要する経費を補正するものでございます。

一般会計では、歳入歳出予算の総額に6億2244万1千円を追加して858億8644万1千円にしようとするものです。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、「議案第72号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第3号）」の専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第72号 令和7年3月21日専決」と記載しております「令和6年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページを御覧ください。表の下に記載しておりますように、今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

介護保険特別会計では、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出の款・項の区分及び金額を補正するものでございます。

４ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

以上で、予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で、説明させていただきます。

議案第７３号及び第７４号の２件の「専決処分の承認」につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第７３号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の改正に伴うもので、原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率区分の見直し等その他所要の改正を行うものでございます。

「議案第７４号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の改正に伴い賦課限度額を、基礎課税分については１万円、後期高齢者支援金分については２万円引き上げるもの、及び均等割・平等割の減額対象範囲を拡大するもので、対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘じる金額を、５割軽減で１万円、２割軽減で１万５千円引き上げるものでございます。

以上、簡単ですが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。

「令和７年第２回 市議会臨時会 議案一覧表」を御覧ください。

議案第７１号は総務委員会に、７２号は福祉文教委員会に、７３号は総務委員会に、７４号は協働環境委員会に、それぞれ付託していただいております。

また、これにあわせる形で議案付託一覧表（案）も作成いたしております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、「議案の付託委員会」については、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定についてご説明いたします。

「令和７年第２回 飯塚市議会臨時会会期日程（案）」を御覧ください。

会期につきましては、５月１５日から５月２２日までの８日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程（案）のとおりと考えております。

なお、15日の本会議開会に先立ちまして、4月1日付で就任されました企業管理者のあいさつを受けていただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期日程及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、「会期日程及び会議予定」については、そのように決定いたしました。

次に、「議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任につきましては、15日の本会議におきまして、開会、会期決定の後、暫時休憩をしまして、代表者会議を開いていただきます。

代表者会議で委員選任にかかる協議を行っていただきまして、現在の委員での議会運営委員会を開催し、選任する委員の確認を行っていただきます。

その後、本会議を再開しまして、飯塚市議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長の指名により、議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任を行っていただきます。

その後、本会議を休憩し、議会運営委員会の正副委員長の互選、常任委員会の正副委員長互選を行っていただいております。

それぞれの委員の選出方法等につきましては、「議会運営委員会・常任委員会委員選出一覧表」のとおりとなっております。

なお、各常任委員会の委員定数については、委員会条例第2条において7名と規定されておりますが、現在、議員が2名欠員となっておりますので、7名の委員会が2つ、6名の委員会が2つという形で、代表者会議において調整をしていただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、「議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任」については、そのように決定いたしました。

次に、「議会選出各種委員等の選出」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議会選出各種委員等の選出につきましては、会期中の代表者会議で委員選出にかかる協議を行っていただき、最終日の本会議開会前に開催します議会運営委員会において確認を行った後、本会議において、議長の指名により選出していただいております。

なお、協議を要します委員等につきましては、「議会選出各種委員等選出一覧表」において

太枠で囲っております箇所となります。

また、網かけの箇所については、関係規程や議会申し合わせ等により充て職としているものでございます。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議会選出各種委員等の選出」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、「議会選出各種委員等の選出」については、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は、先ほど事務局からも説明がありましたように5月15日、木曜日に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。